

## 第1回焼津市建築審査会会議録

- 1 日 時 平成17年6月6日(月)午後1時45分～3時
- 2 場 所 焼津市役所 603号室
- 3 会議次第
1. 会長・会長代理の選任
  2. 事務局からの説明
    - ・ 建築行政の概要と今後の課題
  3. 付議案件
    - 第1号議案 建築基準法第43条第1項ただし書きによる包括的許可基準について
    - 第2号議案 建築基準法第44条第1項第2号による包括的許可基準について
  4. その他
- 4 出席者 (委員)
- 会長 伊村善郎  
会長代理 秋山和幸  
委員 池田敬浩  
委員 武藤裕子  
委員 岩田俊昭
- (事務局)
- 小澤武由(都市住宅部長)  
八木孝博(都市住宅部都市計画課長)  
清水重貴(都市住宅部建築住宅課長)  
星野浩二(都市住宅部建築住宅課技監)  
今村圭太(都市住宅部建築住宅課審査指導担当)  
池谷康史(都市住宅部建築住宅課審査指導担当)
- (特定行政庁)
- 小花 宰(都市住宅部建築住宅課審査指導兼住宅営繕担当主幹)  
加藤千晴(都市住宅部建築住宅課審査指導担当)

## 5 審議事項等

## 建築審査会の公開及び会議録の公開について

《事務局》 焼津市建築審査会条例施行規則第 3 条に「会議は公開とする。」とあり、「ただし、必要があると認めるときは、審査会の議決によりこれを公開しないことができる。」ともある。

このことから会議は原則公開とし、議事の内容により公開しないとする意見があった場合は、その都度審議をし、公開・非公開を決定する。何も意見がないときは公開により行う。

また、会議を公開としたものについては、「審議会等の会議録の公開に係る指針」により、会議録は公開する。公開する内容については、発言者の氏名及び意見の要旨とし、会議資料と共に公文書公開コーナーに据え置き閲覧に供すると共に、市のホームページに掲載する。

これに関し、各委員の意見、質問等を問う。

《各委員》 意見、質問なし

## 会議次第 1 「会長・会長代理の選任」

《事務局》 建築基準法第 81 条により、会長又は会長代理者は委員の互選により置くこととなっている。選出方法について、各委員の意見を問う。

< 委員より事務局一任の発言あり >

《事務局》 事務局に一任との発言があったが、いかがか。

《各委員》 異議なし

《事務局》 会長に伊村委員、会長代理者には秋山委員を推薦する。

《各委員》 異議なし。

《事務局》 それでは会長に伊村委員、会長代理者には秋山委員にお願いする。

《伊村会長》 (あいさつ)

\* 以下会議進行は伊村会長による。

《事務局 小澤都市住宅部長》

(あいさつ)

## 会議次第 2 「事務局からの説明」

《事務局》 「建築行政の概要と今後の課題」について説明

《伊村会長》 事務局からの説明に対し、各委員の意見、質問等を問う。

《各委員》 意見、質問なし

会議次第 3 . 「付議案件」

- ・ 第 1 号議案 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きによる包括的許可基準について
  - 《特定行政庁職員》 「建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きによる包括的許可基準(案)」について説明
  - 《伊村会長》 事務局からの説明に対し、各委員の意見、質問等を問う。
  - 《池田委員》 包括許可基準（案）は、現在の県の基準と同じと考えてよろしいか。
  - 《特定行政庁職員》 同じ基準です。
  - 《池田委員》 他の行政庁において、2 基準（1）では、当該敷地を通路として使用することについて管理者の承諾や、敷地の雨水等の排水処理の基準を定めていたり、（2）では、将来にわたって安定的に管理されるものであることとした基準を定めていたり、（3）では用途を住宅若しくは 2 階までの住宅又は、構造を耐火若しくは準耐火に限定する等の基準を定めているところもある。地域性もあり、これらの基準を定めなければならないものではないが考え方についてお伺いしたい。
  - 《事務局》 焼津市は来年の 3 月まで限定特定行政庁であり、焼津市で許可するものと県で許可するものがある。市と県の 2 種類の許可基準があると混乱を招く恐れがあるため、県と同様の基準としたい。  
新たな基準の策定については、他行政庁の包括的許可基準等を参考にして、平成 18 年度特定行政庁移行に向け検討させていただく。
  - 《秋山委員》 建築基準法の建前は個別に審査会の同意を得て許可をするということと思うが、包括的に許可をするのは件数が多いということ以外に実害が少ない等の理由があるのか。
  - 《事務局》 焼津市では、敷地と道路との間に水路等があり、そこに河川占用するものがほとんどである。包括許可基準（案）であげたものは許可をしても実害がないものとする。  
この基準に適合しないものは、個別に審査会に諮っていきたい。
  - 《秋山委員》 「許可することができるものとする」ということは、この基準により許可しなければいけないということではなく、個別に同意を求めてもいいものと考えてよろしいか。
  - 《事務局》 そのとおり。
  - 《伊村会長》 質疑を打ち切る。  
第 1 号議案について採決を取る。異議はないか。
  - 《各委員》 異議なし
  - 《伊村会長》 付議第 1 号として、「建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き包括的許可基準について」について、原案どおり承認する。
- ・ 第 2 号議案 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括的許可基準について

《特定行政庁職員》 「建築基準法第44条第1項第2号による包括的許可基準(案)」について説明

《伊村会長》 事務局からの説明に対し、各委員の意見、質問等を問う。

《池田委員》 この包括許可基準(案)についても、議第1号と同様、限定特定行政庁であるため、県の基準と同様という考え方か。

《事務局》 そのとおり。

《伊村会長》 質疑を打ち切る。

第2号議案について採決を取る。異議はないか。

《各委員》 異議なし

《伊村会長》 付議第2号として、「建築基準法第44条第1項第2号による包括的許可基準について」について、原案どおり承認する。

この2議案について、原案どおり承認し、焼津市建築審査会として市長にその旨を答申する。

#### 会議次第4「その他」

《秋山委員》 規則第4条第2項に「会議録には、会長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。」とあるが、3人以上ということではないか。

《事務局》 会長と出席委員の中から1名計2名の署名をいただくと解釈している。

《伊村会長》 これをもって、本日の審査会を終了する。